

経 営	9 9
経 済	1 5

ドイツにおける森林組合関係法規

(抜 萃)

昭和 3 7 年 2 月

農 林 省 林 業 試 験 場 経 営 部

序

本資料は、ドイツ現行森林法のうちから取り敢えず森林組合関係のものを抜萃して訳出した。本資料が、ドイツにおける森林組合事情さらには林業経済事情の理解の一助となれば幸いである。

訳出は、当経済研究室高木唯夫技官が当たったが、原資料の提供並びに訳出者にたいし種々適切な助言を与えられた。現在ドイツフライブルグ大学留学中の経営研究室中村三省技官にたいし謝意を表する。

37. 2. 1 経済科長

江畑 泰良 男

ドイツ連邦における現行森林法

Das in der Bundesrepublik Deutschland

geltende Forstrecht (森林組合関係抜萃)

目 次

	頁
○林業における経済的な結合体創設に関する法律 1~2	
(1943年5月7日)*	
○森林組合の創設に関する法律 3~10	
(1943年5月7日)**	
○森林組合の創設に関する法律の第一の施行令 11~22	
(1943年6月30日)	
○森林組合の創設に関する手続規定 23~24	
(1943年6月30日)	

上記*, **の両法律は, Dr. R. Müller 編 *Grundlagen der Forstwirtschaft* (1957) にも, その全文が掲げられている (同書 77~101 P 参照)

○ 林業における経済的な結合体創設に関する法律

1942年5月7日

*Verordnung über die Bildung wirtschaftlicher
Zusammenschlüsse in der Forstwirtschaft
vom 7. Mai 1942 (RGBl. I S. 298)*

44年計画の実行に関する法律(1936年10
月18日 RGBl. I S. 887) にもとづいて、つ
ぎのように規定する。

§ 1

木材と森林副産物の生産の増大のためと、ドイツ経済にたいする
木材供給の確保のためと、森林所有者の経済力の強化のために森林
組合(Forstverbände)(§2)と森林経営共同組合(Waldwirtschafts-
genossenschaften)(§3)をつくり、そして同じような種類の
に成立している団体をこの法律に規定する意味で改造することがで
きる。

§ 2

§1の意味において森林経営(Forstbetriebe)の個々のまたは
多くの処置を共同的に実行する(Gemeinschaftlichen Durchführung)
ために、林地の所有者は森林組合に団結することができる。統一
的な経営案(Wirtschaftspläne)(§3)の共同の実行はここには
規定しない。

§ 3

統一的な経営案やその他の森林経営の処置の共同の実行のために
組合林(Genossenschaftswaldungen)のもとに林地を寄せ集め
ることができる。組合林の林地の所有者は森林経営共同組合を組織
する。

§ 4

(1) 森林組合にはまた森林経営共同組合を含めることができる。

- (2) 森林組合と森林経営共済組合ならびにその両者に所屬しない森林所有者は、より高い次元の *Forstverbände* に集まることができ、

§ 5

森林組合と森林経営共済組合は、公法に規定する意味の団体である。

§ 6

林地の所有関係やその他の法律的关系は、森林組合と森林経営共済組合の創設によって犯されない。

§ 7

この法律の実行と補足のために必要な ^{法規命令 行政規則} ~~法律規定~~ や ~~管理規程~~ (*Rechts- und Verwaltungsvorschriften*) は、当該連邦大臣の合意のもとに連邦山林局長が発する。

§ 8

この法律の効力は、1943年7月1日から発する。
(訳者註)

※以下の部分は、こゝで訳出に用いた原資料では、*Sie gilt auch in den eingegliederten Ostgebieten* (この法律はまた東部地域 [ポーランド] にも有効である) となっているが、1959年に出版された Dr. R. Müller 編: *Grundlagen der Forstwirtschaft* の法律の項に示されている本法律条文を見ると、※以下は……線をもって省略されており、つぎのような註訳がついている。すなわち、*Gegenstandslos wegen Wegfalls des Anwendungsbereichs* (適用範囲の廃止により根拠のないもの) (全書 98 ページ参照)。

○森林組合の創設に関する法律 1943年5月7日

Verordnung über die Bildung von Forstverbänden vom 7. Mai 1943 (RGBl. I S. 298)

林業における経済的な結合体創設に関する法律 (1943年5月7日 RGBl. I S. 298) にもとづいて、つぎのように規定する。

§ 1 森林組合の任務

(*Aufgaben der Forstverbände*)

- (1) 森林組合は、木材と森林副産物の生産の増大のためと、ドイツ経済にたいする木材供給の確保と、森林所有者の経済力の強化のために創設することができ、森林組合の任務はつぎのとおり、
 1. 木材と森林副産物の搬出と販売
 2. 木材搬出路と木材搬出設備の建設と維持
 3. 土地と林分の改良
 4. 荒廃地その他利用されていない土地への再造林の実行
 5. 林業用種苗の調運
 6. 森林保護の処置の実行
 7. 森林の経営と保護にたいして十分に教育を受けた有能な職員の任用
- (2) それ以上の任務は、当該連邦大臣の合意のもとに連邦山林局長より森林組合に委^任付する (*übertragen*) ことができる。

§ 2 組合員 (Mitglieder)

- (1) 森林組合の組合員は
 1. 林地および再造林予定地の所有者
 2. 森林経営共同組合およびそれに類似の森林所有者の団体
- (2) 組合員は名簿に登録する。この名簿には組合員が持っている土地もまた記載する。

(b) 資格は、組合員が持っている土地の所有権を失うときには森林組合に帰属する。なお相続人が代理することもできる。その他この資格は、上級森林官庁 (*höheren Forstbehörde*) の認可と指令 (*Anordnung*) によってのみ放棄することができる。ただこの認可は重要な理由がある場合だけに発せられる。この認可は、組合資格剥脱 (*Ausscheiden*) によって森林組合の任務の共同の実行が危険にさらされるときには拒否できる。

§ 3 利用権者 (*Nutzungsberechtigte*)

森林についての事実上の支配力が所有者より他の人に属している場合には、彼は森林所有者とともにこの法律や定款の規程から発生する義務を遂行するために加入できる。

§ 4 森林組合の創設

(*Bildung von Forstverbänden*)

- (1) 森林組合は、当該森林所有者、森林経営共同組合および類似の団体 (§ 2-(1)) の半分以上と同時にまた当該土地の半分以上が、森林組合の創設に同意したときに定款の認可によって成立する。
- (2) 森林組合は、森林組合の創設によって追及される目的が定款の発令だけで達せられる場合には、関係者の同意がなくても (1)、定款の発令 (*Erlasse*) によって設けることができる。森林組合は定款の発令でもって成立する。
- (3) 組織的な経営が別に確保されるような林地の所有者は、彼の意志に反して § 1-(1)-7 の排他的な目的決定 (*ausschließlichen Zweckbestimmung*) を併った森林組合に含めることができない。
- (4) 疑問がある場合には、(1)、(2) の意味ならびに関係者に認められた面積と任務によって上級森林官庁が決定する。
- (5) 森林組合の創設後は、さらに多くの関係者が役員 (§ 8) の許可によって加入することができる。上級森林官庁は、森林組合の目的の実現のために必要な場合には、このような関係者の加入を指令することができる。

§ 5 定款 (*Satzung*)

- (1) 定款は、森林組合とその組合の組合員がこの法律と規程の実行によって決められていない範囲においてのみ、森林組合とその組合員の権利関係を規制する。
- (2) 定款は、とくに組合の名称、場所、目的を指定する。定款は、組合の代表と管理および組合長と懲罰に関する規定 (*Bestimmungen*) を設け、そして定款は、組合の収益の組合員分配を確定しまた組合の解散の場合の資産の使い道を規定する。
- (3) 連邦山林局長は、定款の模範 (*Mustersatzung*) を発令する。それは組合定款の基礎にせらる。
- (4) 定款は、州農業大臣 (*Landesbauernführer*) の承認後上級森林官庁によって認可され (§ 4-(1)) かつ発令される (§ 4-(2))。定款の改正は、同じ方法で認可されかつ発令される。

§ 6 組合の解散

(*Auflösung des Forstverbandes*)

上級森林官庁は、州農業大臣にしたがって組合を解散する。

- (1) 組合に属する全組合員の多と同時に少くとも構成土地の多が解散に同意し、また組合の創設する目的の達成が現実である場合、または
- (2) 公共の福祉の理由から解散が必要である場合

§ 7 自治 (*Selbstverwaltung*)

- (1) 組合は、法律上の規程の枠内で首づからの責任において管理する。
- (2) 組合は、役員と組合総会を有す。大きい組合では組合では組合総会の代りに代議員が当ることができる。

§ 8 役員会 (*Vorstand*)

- (1) 役員は、組合の業務を統率し法律上その他の面で組合を代表する。
- (2) 役員は、一人の人即ち組合長 (*Vorsteher*) と数名の人 (そのうちの一人は議事を運営する) から成る
- (3) 組合長は、組合総会または代議員によって選出され、そして州

農業大臣の認可にしたがって上級森林官庁によって裁可される。上級森林官庁が裁可をなすめならば、組合総会と代議員は上級森林官庁が決めた期間内に新しい組合長の選挙を行う。この選挙が合法的に行はれないかまたは裁可が新たになされないならば、州農業大臣の認可によって上級森林官庁は選挙なしに組合長を決める。

(4) 役員は数名から成りたつので、組合長は組合総会の提案にもとづいて残りの役員を任命する。

(5) 上級森林官庁は、役員がまだ任命されておらず若しくは役員がその職務の履行に支えのあるとき、州農業大臣の承認後一時的な役員を任命することができる。上級森林官庁は、役員が不適当であることがわかりまたは彼の義務を怠ったりしたときには、官庁の任命した役員を同様な方法によって解任することができる。

§ 9 組合総会 (Verbandsversammlung)

(1) 組合総会の任務は定款に規定する。

(2) 組合総会は多数決によって決定する。組合総会における組合員の投票割合は、組合に属する組合員の土地の大きさによって段階をつける。そしてそのことを定款において規定する。各組合員は少くとも一票をもつ。組合員は投票権の吟以上をもつことはできない。

§ 10 代議員 (Verbandsausschuss)

代議員は、組合の規定にしたがって組合総会によって決められる。代議員は多数決によって決める。

§ 11 組合費 (Beiträge)

(1) 森林組合は、その任務を果たすために組合員から組合費を徴集することができる。その上、組合は関与する組合員から個々の処置のために費した費用の支拂を求めることができる。支払額 (Ersatzungsbeträge) は均一額制 (Pauschsätzen) によって計算することができる。

(2) 組合費についての組合と個々の組合員のあいだの争いおよび組合の支払い請求については、下級森林官庁がこれを決める。

(3) 森林組合の組合費の支払い請求は、市町村税と同じように徴集することができる。

§ 12 懲罰 (Ordnungsstrafen)

森林組合の法律は、組合にたいする義務に従はない組合員にたいしては 300 マークの額まで懲罰ををめることができる。§ 110(2) (2) は適宜適用される。

§ 13 監督 (Aufsicht)

(1) 監督は、この法律の規程とこの規程にもとづいて発令される ^{諸法規} Bestimmungen が実行され、森林組合に属している森林が組合目的に相応じた管理をされ、そしてまた森林組合の任務が満されるように組合活動と森林経営の監視を通じて配慮する。

(2) 監督は、下級森林官庁によって実行される。

(3) 森林組合が経営管理のために組合の林業事業所長 (Forstamtsleiter) を任命する場合には、監督は上級森林官庁によって直接に実行される。

(4) 森林官庁は、行政官庁に訴われた強制手段をもってその指令を行うことができる。

§ 14 上級森林官庁 (Höhere Forstbehörde)

(1) この法律の意味における上級森林官庁は、各州における Reichsstatthalter (Landesforstamt) であり、ザール地方では Reichsstatthalter, Westmark では (Landesforstamt)、東プロイセン、上部シュレージエンおよびポンメルでは Oberpräsident (Landesforstamt)、他の残りのプロイセン地方では Landesforstmeister、バイエルンでは Regierungsforstamt、その他の州では Landesforstverwaltung である。

(訳者註)

Reichsstatthalter, Oberpräsident は知事、Landesforstamt, Landesforstmeister, Regierungsforstamt, Landesforstverwaltung は営林局長に略相当する。

(2) 森林組合による林業関係職員の任用は上級森林官庁の認可を要

要とする。

§ 15 下級森林官庁 (Unter Forstbehörde)

- (1) この法律でいう下級森林官庁とは、管内に森林組合が所在しており若しくはその森林組合に属する森林の大部分が所在している管林署 (Forstamt) をいう。疑問がある場合には上級森林官庁が、どの管林署が管轄するかを決める。
- (2) 食糧取分協同体の林務所 (Forstämter des Reichenährstandes) が存在している地域においては、下級森林官庁の任務は、管内に森林組合が所在しており若しくはその森林組合に属する森林の大部分が所在している食糧取分協同体の林務所によって代理される。疑問がある場合には、上級森林官庁は州農業大臣の承認のもとにどの林務所が管轄するかを決める。
- (3) 上級森林官庁は、団体の上部監督官庁との諒解のもとに、また (2) に指定した地域においては州農業大臣との合意のもとに、下級森林官庁の任務を地域団体 (Gebietskörperschaften) に委付することができる。
- (4) もしも食糧取分協同体の林務所が存在している地域においては森林組合が公有林、私有林によって創られるとき上級森林官庁は、州農業大臣ならびに関与する上級監督官庁の諒解のもとに、どの林務所が管轄するかを決める。

(訳者註)

食糧取分協同体 (別訳語全国食糧同盟) は、1933.9 総合的農業 (林業、園芸業、狩猟を含む) 団体として設定された。「この団体には総ての土地収益に関与する所有者、被備者および役人らを結合したものでこの協同体の組織のなかには独立した森林部があって私有林に関する指導に当たっている」— 林野庁主要林業国における林野制度の概要ドイツ篇 208-223p 参照

§ 16 訴願 (Beschwerde)

- (1) 下級森林官庁、食糧取分協同体林務所 (§ 15-2) および地

域団体の林務所 (§ 15-4) の決定と処置にたいしては、この法律において他に決めている限りにおいて2週間以内に訴願を行うことができる。訴願は上級森林官庁が決定を与える。この決定は最終的のものである。⁽⁸³⁾ けれども組合費と支払額 (§ 11-2) ならびに懲罰 (§ 12) についての決定は、上級森林官庁が事柄の重大な意義のために異議を訴すかまたは係争対象の額が500マーフ以上になる場合には、連邦行政裁判所への訴えによって異議を申し立てることができる。

(2) (1) の2号による決定を除き、上級森林官庁の決定と処置に対しては2週間以内に「訴願」が「許される。その申し立については連邦山林局長が最終的に決定する。

(訳者註) (1) の2号は、前項(1)の[8]以下を指す。

§ 17 費用 (Kosten)

- (1) 国家は、森林組合の創設または解散に協力する国家機関の代表者にたいする費用および森林組合の監督 (§ 13) に対する費用を支出する。
- (2) 森林組合の任務の実行によって生ずる残り一切の費用は森林組合が支出する。

§ 18 森林組合連合会

(Forstverbände höherer Ordnung)

- (1) 森林組合の創設によって追究される目的を確保するために、森林組合や森林経営共同組合ならびにその両者〔森林組合と森林経営共同組合〕に属していない森林所有者たちは、森林組合連合会を結成することができる。
- (2) 森林組合連合会の細部の規定は、当該連邦大臣の合意のもとに連邦山林局長が発令する。

§ 19 現存森林組合の改組

(Umgestaltung bestehender Forstverbände)

現存の森林組合と類似の種類のものである団体は、この法律の規定によって

改組される。改組の時期は上級森林庁が決める。

§ 20 規程の實行 (Durchführungsvorschriften)

この法律の實行のために必要な規程は、当該連邦大臣の同意のもとに連邦山林局長が発令する。

§ 21 施行 (Inkrafttreten)

この法律の効力は、1943年7月1日から発する。※(訳者註)

(訳者註)
※以下は適用範囲の廃止により根拠のないもの(前出林業における経済的な結合体創設に関する法律3の訳者註参照)。

○森林組合の創設に関する法律の第一の施行令

1943年6月30日

(Erste Durchführungsvorschrift zur Verordnung über die Bildung von Forstverbänden vom 30. Juni 1943)

1943年5月7日 (RGBl. IS. 798)

の森林組合の創設に関する法律 (FVV0)

§ 20 にもとづき、連邦内務大臣および連邦農業大臣の同意のもとに、私はつぎのように決める。

I 森林組合の任務

(Aufgaben der Forstverbände)

- (1) 森林組合は FVV0 § 1-(1) に掲げられる目的の一つまたは多数に役立つところの任務を實行するために創設されねばならない。
 1. 木材と森林副産物の生産の増大
 2. ドイツ経済にたいする経済力の強化
 3. 森林所有者の経済力の強化
- (2) 木材と森林副産物の生産の増大は、主として土地と林分の改良のための保育と再造林の適切な実行、林業用種苗の調達、森林保護処置の実行および専門的知識のある職員の使用などによって達せられうる。
- (3) なかんづく、林業経営的原則にもとづいて伐期に達した木材のすべての完全にして適切な收穫と販売および木材搬出路と木材搬出設備のための建設と維持が、木材供給の確保に役立つ。それと同時にこの目的の達成は、通貨また森林保護処置の実行、森林の管理と保護のための専門的知識の職員の使用によって促進される。

(14) 関与する森林所有者は、森林組合の創設のどいに経済力の強化についてとくに考慮せねばならない。たしかに経済力の強化は、多くの場合には(2)、(3)にもとづく、延置により「個々の小森林所有者の給付能力(Leistungsfähigkeit)が小さい場合、組合の任務の実行をまづ可能にしかつ本質的に改善するような共同の実行」によっておのずと生ずる。しかしそれに対しては、組合の活動から生ずる利用のためにふさわしい関係が存しかつ、所有者たちが彼等の経済的給付能力の限界を超えないというようなかゝる限界内に、個々の組合員の負担を保つことが必要である。

(15) この規定(Anordnung)の意味における森林所有者は、実際上の支配がその森林に属する森林所有者と用益権者(Nutzungsberechtigter)である(FNW 083)。用益者(Nussbraucher)と用益貸借者(Pächter)は用益権者に属する。彼等は用益権(Nutzungsrecht)をもつてはいるがしかし林益権(Forestnutzungsrechten)の所有者ではない。

(16) 森林組合の創設によって、組合員の土地の財産と他の権利関係は犯されない(林業における経済的結合体創設に関する法律もこの法律の35に従うところの公法に規定される意味での連合である森林組合の解決は、関与する私有林の法的な性格を変えない。私的な林業活動は、森林組合の創設によって制限されないばかりでなく、とらにその組合の創設を促進する。

(17) 森林組合の個々の任務(FWV 031-11)をつぎにのべる。

1. 木材の共同的生産(伐採、集材、搬出)と販売の目的は、すべての非常に小さい収穫力のある木材および販売のために適当な森林副産物を把握し、また国民経済的に最も有利な販売に導くことをなさねばならない。販売木材量は、共同的販売から森林所有者が自己の経営に必要な量を除外されることができ、このことは、地方的販売によって求められる比較的小量の燃料と末木(Nutzreisnerholz)についても同じように適用される。けれども統計的には全木材伐採量を常に把まねばならない。

その他定款においては共同的生産と販売は、木材の全種類と品種に及ぶのかまたは決った種類と品種に制限すべきであるか

を決めなければならない。共同的販売の考えが実行されるようなときには、たしかにすべての利用面を定款で用意することは合目的々(Zweckmäßig)であるが、しかし実行においては、差し当り特定の商品材種(Handelssorten)の共同利用から始めることが合目的々である。

2. 道路と木材供給設備の建設は、なかんずく木材を従来視て開発されなかったかまたは異常な経費を伴う動力と手段でしか開発されなかった森林地方が、開発計画に役立つ場合には必要である。それはそれとして森林組合の活動は、現存の道路と木材搬出設備を増築と維持によって役立つものに何けることができる。

3. 土地と林分の改良の処置では、とくに灌漑と排水工事、開墾地、施肥、間伐、牧場および基礎工事(Unterbau)などが問題になる。

4. 再造林と新規造林についての有益な実行および矮林(Niederwald)から高林(Hochwald)への転換は、森林組合のとくに重要な任務である。これらの仕事は森林所有者自身によって実行されうる場合には、森林組合は、計画通りの基礎と良好かつ有効な実行なかんずく小森林所有者には攬ね欠けているようなその後(nachfolgende)入念な保育を、手引書と相談によって確実にし、そしてまた場合によっては機械と器具の投入によって支持する。仕事の改良のためと労力の節約のために機械、器具を調達することは、また同じく森林組合の任務に属する。

荒蕪地または他に利用されていない土地への造林指令(Anordnungen zur Aufforstung)にさいしては、連邦農業省の当該職員が関与することになっている。

5. 林業用種苗の共同的調達、立地に適した樹種選抜、適当な成熟関係、播種用苗床の良好な状態と安全な取扱いを確保し、調運を安価にし、そしてまた混交林の造林を促進しなければならない。

近年における林業用種苗の調達は、持続的に増大する需要にたいして良好な産期の種子が不足することのために、その調達が非常に困難になってきているので、そこで森林組合は、とらに一層採種 (*Samereien*) を認められている林木そのものからの採取と直営苗圃における養苗をせねばならない。

森林組合のこれらの任務は、種子乾燥場や苗圃をもっている森林所有者の賛意によってのみ関連づけられる。

6. 森林保護の処置のなかでは、植物的な害の克服 (例えば、人工受粉、注入)、野獣の害にたいする保護 (例えば、柵)、森林火災にたいする安全確保 (例えば、防火帯、火見塔の設置) および森林火災にたいする集田保険の加盟などが、とくに森林組合の任務である。

7. 森林の経営と保護のために十分に教育を受けた有能な職員の使用は、なにかんずく森林組合のすべての任務を有効に実行することを確実にし、そしてまた必要な専門知識は、組合の林業的な仕事を個々の森林所有者に自由に処置させるのに役立つにちがいない。

専任の職員が得られない場合には、国有林、団体有林、私有林勤務の職員は、彼等の雇用主の同意のもとにこれらの任務を副業的に委託することができるとする。

林業関係職員の任用は、FVVO § 104-(2) にもとづいて上級森林官庁の確認を要する。上級森林官庁は、一般的な教育規定にもとづいて、組合の活動について必要な教育が欠けている職員を十分に有能なものとみなすかどうかを求める。

森林所有者自身が十分に教育を受けた有能なものであるか、または彼の森林経営に十分な人数のかつ十分に教育を受けた有能な職員に従事させているところの森林所有者は、FVVO § 104-(3) にもとづいて、その職員の同意のもとにこれらの任務をすすめることができる。上級森林官庁は森林所有者の申し出について、これに対する前提が妥当かどうかを決める。

(2) 個々の組合員は (7) - 5, 7 にもとづくより他の場合には、森林組合の任務に無関係 (*unbeteiligt*) である (例えば、ただ一部の組合員だけに設立の道路の建設の如きの場合)。これら一切の場合のうち、投票権は、定款の規程にもとづいて規制され、組合費支払いは、この施行令の VII-(2) (19 ページ) にもとづいて規制される。組合員が森林組合の任務に無関係であるかどうかは、上級森林官庁によって森林組合の創設のさいの FVVO § 4-(4) にしたがって上級森林官庁が決められないか、または森林組合目録 (*Forstverbandsverzeichnis*) の VI-(2) (18 ページ) の指令によって確認されない限りでは、役員ないしは *eingliedrig* の役員をもつ組合では組合長が決める。

(9) (7) - 1 から 6 までに掲げた任務の実行のために、森林組合にとってとくに重要なことは、常に雇はれて従事している訓練された林業労働者の集団が関連づけられねばならない。個々の森林においてこれら諸作業が、森林所有者および彼等の労働者たちによって何はさておき実行されねばならない場合でも、しかしそのことは、農業経営において作業が集中する時期に遭うということのために坐折する。また森林所有者と彼等の労働者たちは、しばしば必要な専門知識に欠けている。

(10) 上級森林官庁は、必要に応じて FVVO § 1-(2) にしたがってそれ以上の任務を森林組合に委付することを連邦山林局長に報告する。これに対しては、森林保護作用と他の公共福祉作用を安全にするための特別な処置たとえば防防火事並びに、なだれ防止 (*Wild- und Lawinsonverbauungen*) の実行が問題になる。

(11) 戦争中は、森林組合の創設にたいする目標のために木材供給の確保がとくに重要な問題点となる。それと同時に、利用されていたりまたはあまり充分に利用されていない林地の適切な再造林もまた重要な問題である。

II 組合員

- (1) あらゆる所有種類の森林における所有者は、FVV O によって森林組合の任務と資格が要求されまたその実行のために発令された規程が制限されない限りでは、森林組合の構成員たりうる。これに属するものは不分割森林 (*Gemeinschaftswaldungen*) や共同所有林、農家共同体の森林 (*Waldungen von Eigentumsgeossenschaften und Agrargemeinschaften*) を含めた私有林、市町村所有林および他の団体所有林と同時に国所有林である。
- (2) 私有林による森林組合創設に当って、もしも公共の手にある森林の位置と大きさが問題となるならば、その森林を含める。もしそうしなければ森林組合の任務は合目的々になりえない。(例えば、種々な私有林と公共的森林にとって、林道や見張塔の建設および林業販賣の任用は、公共的森林の加入によって完全に利用できる)。
- (3) 市町村所有林が高い比率を占めている地域においては、私的および公法上の森林所有のものと森林組合の任務との相違点を考えに入れて、森林組合は、一方ではただ市町村所有林について(場合によっては国所有林を含む)創設し他方ではただ私有林について創設するのが合目的々である。

III 森林組合の創設

- (1) 森林組合の創設は、組合がすべての組合員に大きな負担を課はさない場合、任務の実行のために必要な力があるかまたは調達できる場合、および森林組合の指導者の意のままになる適当な森林所有者がいる場合にだけ行はれる。組合長の人格は、森林組合の成長のためと組合の任務の達成のために決定的に重要である。戦時中には森林組合は、ただ組合の創設によって比較的短期間に去々するに足るだけの成果が現れる場合にだけ創設される。
- (2) 森林組合の創設は、まづ第一に FVV O § 4 - (1) によって自由意志による創設 (*freiwillige Bildung*) が行はれなければ

- ばならない。これが成功せずかつ組合創設を追究する目標が他の方法では達せられない場合にだけ、FVV O § 4 - (2) にしたがって組合の創設は取権をもって (*von Amts wegen*) 実行される。
- (2) 森林組合の範囲は、組合の任務が最善の方法で実行され、労力が合目的々に投入され、森林組合と監督官庁が概観 (*Übersicht*) を保持し、組合員の負担を適当な枠内に留める (I - (4)) ように決められる。森林組合の境界は、その任務の種類または他の重要な理由を必要としない場合には市町村区 (*Gemeindebezirk*) の境界を越境すべきでない。
 - (4) 森林組合の創設の方法については、附録 I として添附される手続規定 (*Verfahrensordnung*) が適用される。

IV 定款

定款は、FVV O § 5 - (3) にもとづき附録 II、3 につけた附録的な見本定款の二つのもののうちの一つを基礎にしなければならない。見本定款は、組合員数の大きい森林組合に適用 (*anwenden*) できる。その定款は、森林組合の機関として組合の最高幹部である組合長とともに多数の役員、組合総会ならびに非常に大きい組合または特別な関係の場合にはそれに加えて代議員を規定する。附録 II による見本定款は、小さい組合員数の森林組合に妥当する。この場合森林組合の機関は、組合長と組合総会である。

V 自治

- (1) 森林組合は、森林経営において自治の原則を実行すべきものである。この場合の原則のもとでは、森林所有者は定められた規程の枠内で自己の責任のもとに彼等の用件 (*Angelegenheiten*) を処理すべきであるし、また所有者が自己の森林とその任務ならびに国民全体のために、と全時に所有者自身のために最善の方法で満たすために、共同して配慮すべきである。
- (2) 森林組合からは、森林組合連合会を指導するための、私有林にたいする相談や指導を取とするための、連邦官庁の林業機関で活動するための、そしてまた上級森林官庁や連邦山林局との共同作業

のために適したような林業関係指導者を選出しなければならない。

- (b) それゆえ森林官庁は、組合長や役員よりも任務にたいして実行力と能力がありかつ熱心をもっている森林所有者を選びまたは任命する方向に努力する。森林官庁はまたその代りに、組合長が討論会、森林視察の開催と林業的再教育および林業政策的向題によって教育されるように配慮されねばならない。森林組合の組合長のための林業的研修 (*forstliche Lehrgänge*) についての指令は、戦後の時代にたいしては保留する。

VI

- (1) 森林組合の事務処理と簿記は、簡単に取扱はれる。それがために私は、これにたいする方針書の提示を行はない。適切な方法が時間の経過内に展開されねばならない。個々の地方 (*Hannover, Rheinprovinz*) では、種々な様式の方法がすでに行はれている。その方法は新しく訓練される森林組合の場合にも適用できる。

- (2) FVVO § 2-(1, 2) にもとづく森林組合目録は、報告書またはカードの形式でできるだけ簡単に作られなければならない。

- 氏名と住所
- 組合員の所有する土地の名称と土地の大きさ
- 組合員が組合に関係している任務
- 投票数

森林組合管轄図 (*Karte des Forstverbandsgebietes*) がその目録に付け加えられねばならない。

- (3) 組合議会 (FVVO § 9-(2)) にたいする個々の構成員の投票数は、一定の面積毎に一票が属するように (*auf eine bestimnte Flächeneinheit eine Stimme fällt*) 定款のなかに明確にされている。各組合員は、少なくとも一票を有しかつ全投票数の半を超えてはならない。

VII 組合費、支払額、手数料

- (1) 組合員の組合費 (FVVO § 11-(1) - 1 等) は、組合の任務の実行に際した管理によって生ずる経費の支払のために用

いられる。それらは基礎組合費 (*Grundbeiträge*) および特別組合費 (*Sonderbeiträge*) として徴収することができる。

- (2) 基礎組合費は、森林組合の一般的な活動のために徴収される。基礎組合費は、通常面積別によって割当てられ、なおまた個々の組合員に対しては組合員の森林の価値にもとづいて段階をつけることができる。組合員が組合のある任務に関与しないときには、基礎組合費はそれに相応じて低くしなければならない。

- (3) 特別組合費は、その都度その一部の組合員に実行される特別な作業の費用にたいして徴収される。それゆえ特別組合費は、木材または森林副産物の伐木選材、木材の販売、造林または林道その他設備の実行などに投ぜられる。特別組合費は伐木選材された木材 (各フェストメーターで) または販売収入 (パーセント) によってかまたは支払額 (次の (4)) のための加算額として (*als Zuschläge zu Erstattungsbeträgen*) 割当てられる。

- (4) 支払額 (FVVO § 11-(1) - 2, 3) は、森林組合が組合員のためにまたは組合員個人のために実行した特別な作業にたいする直接的費用の支弁 (例えば木材販売、造林、林道建設作業等の立替費用 (*verauslagte Kosten*)) に使はれる。それは、個々の組合員のために費した費用の大ききで徴収され、または面積、森林の価値 (例えば火見塔設置の場合) にもとづきまたは個々の組合員の利益 (例えば林道建設の場合) にもとづいて関係者に割当てることができる。

- (5) 森林組合は、非組合員の役に立つような給付にたいして非組合員から手数料をとりたてることができる。それは次のようなものである。

- 買手の仲介手数料 (*Vermittlungsgebühren*) (例えば共同の木材販売の場合)

- 組合が非組合にたいして給付を行ったときの非組合員の補償額 (例えば買手のための木材搬出の実行)

C. 組合がその組合員に出す許可証の発行のための管理的手数料
(例えば植果、採果、きのこの採取、道路の利用のために)

VIII 監督の助成

- (1) 森林官庁は、FVVO § 13にもとづいて組合の監督とならんと組合の助成をも実行する。森林所有者の助成のための食糧取分協同体の権利は、1939年7月15日(RMBl. Fv. S. 252) 1940年3月6日と3月7日(RMBl. Fv. S. 133) および1941年2月20日(RMBl. Fv. S. 72)による連邦山林局長と連邦農業大臣および食糧取分協同体の指導者との共同指令(Gemeinsamen Anordnungen)によって制限されない限り、1933年7月13日の食糧取分協同体の暫定的機構に関する法律^(訳者註)によって犯されない。

(訳者註)

全暫定的機構に関する法律の内容については、林野庁—主要林業各国における林野制度の概要ドイツ篇—ヨーロッパ—を参照。

- (2) 森林組合の効果的な助成は、森林官庁の重要な任務の一つである。それは食糧取分協同体の取分と団体年度の監督官庁との緊密な関係のもとに実行される。森林官庁と森林組合のあいだの良好な共同作業によってのみ、小森林所有者の必要かつ持続的な秩序は達せられる。助成を成功させるためには、森林所有者の信頼をうること、彼等が決めた処置の必要性を納得すること、責任を意圖したり活潑な協力をを行うこと、そういうことがうまくいくことが決定的に重要である。
- (3) 監督と助成の実行について森林官庁は、森林が個々の所有者のために役立つところの特別の目的を考慮しなければならない。森林組合は、組合の活動、定款、総会の活潑な関与(rige Teilnahme)によって、また役員と組合関係者の密な結合によって組合活動の自由でかつ活動的な発展を促進すべきであり、そしてまた助言と啓蒙によってそれと全時に労働力、機械力、器具、種子、種苗の調達のさいの実行力のある援助によって、森林組合の仕事を支

持しなければならない。

- (4) 森林組合の行為についての異議は、できる限り局部的協議によって必要ならば食糧取分協同体当該取分または団体の監督官庁の諒解のもとに処理される。
- (5) 森林官庁は、役員总会、組合総会および組合代議員の总会に關係する権利を有する。それ以上の権利は、FVVOとその定款の規程から生ずる。
- (6) 食糧取分協同体の林務所や地方団体(Gebietskörperschaft)の林務所へ下級森林官庁の任務を移管することについて、上級森林官庁と法律で決められた職員またはこれらの林務所の監督官庁のあいだに意見の一致(Ubereinstimmung)がみられないときには、連邦山林局長は連邦農業大臣、連邦内務大臣の諒解のもとにどの林務所が管轄するかを決める。
- (7) もしも森林組合が団体有林だけから成り立っているならば、FVVOにもとづいて上級森林官庁の決定に州農業大臣の同意が規定されているようなあらゆる場合に、州農業大臣に代って団体の上級監督官庁が全じ方法で関与せねばならない。森林組合が私有林と団体有林とから成り立っている場合には、団体の上級監督官庁が州農業大臣とともに全じように関与せられねばならない。

IX 新願

FVVOまたは全指令にもとづいて、食糧取分協同体または団体の監督官庁に属する取分が関与せねばならない限り、新願の決定のさいには、中段階(mittel Stufe)では州農業大臣または、団体の監督官庁が、また上段階(obersten Stufe)では連邦農業大臣または連邦内務大臣が全様に関与せねばならない。

X 森林組合連合会

森林組合連合会(FVVO § 18)は、まず地方的な森林組合が充分な範囲において成立するならば創設されるべきである。森林組合連合会の創設は、特別指令(besondere Anordnung)によって規制される。

XI 現存森林組合の改組

現存の森林組合または類似の団体の新法にもとづく森林組合への改組は、特別の法律によって規制される。

○森林組合の創設に関する手続規程

(Verfahrensordnung für die Bildung von Forstverbänden)

I 自由意志による創設

(Freiwillige Bildung)

- (1) 森林組合の創設の提案は、各関係森林所有者、各関係森林経営共同組合など（FレレO第2-（2）-1、2）、関係団体の監督官庁、森林組合の管轄区域の当該Kreisbauernfuhrerまたは州農業大臣、FレレO第15にもとづく食糧配分協同体もしくは団体森林の林務所によって、上級森林官庁に提出させる。
- (2) 提案は、できる限り次のような事項を含むべきである、
 - a. 関係森林所有者およびその所有者の林地の大きさの記載を伴った市町村別の森林組合の管轄区域
 - b. 森林組合の任務
 - c. 費用の調達
 森林組合の管轄回は、できれば問題になる森林の記入をつけ加えるべきである。
- (3) 上級森林官庁は、森林組合の創設のために委員を任命する。
- (4) この委員は、Kreisbauernfuhrer または場合によっては関係団体の監督官庁の諒解のもとに関係森林所有者と一諮に地方的に巡察したり相談したりすることによって、森林組合の創設にたいする前提が存在しているか、森林組合はどの区域を合目的々に包含すべきか、どの森林所有者やどの林地がその組合に属すべきか、そしてまた費用はどのように調達されるかを確定する。委員は、暫定的な森林組合目録（FレレO第一の施行令VI-（2）、13）を投票数の記述を伴った報告書の形式で作し、また定款を立案する。
- (5) 次に委員は、2週間の期限の創立総会を召集し、そしてLandrat, Kreisbauernfuhrerならびに森林組合の創設に関係した職員

を招く。

(6) 創立総会は、委員によって司会されその会はずのものを議決する。

a. 森林組合の創立および森林組合目録

り。定款

c. 組合長の選挙

d. 組合長の代理者の任命のための提案

e. 役員が多数の組合員のうちから成り立たなければならないときは、組合長以外の役員任命のための提案。

委員によって作られた定款草案の規定は、累次によって認められる。投票に就いては、暫定の投票数であるが、その他の場合には総会で確定した組合目録の投票数が決定的である。

(7) 総会は、組合の範囲、任務をまたは終戦後においては役員の仕事について新たな議決が行われなければならないということを決議する。

(8) 創立総会の議事と決議は、委員によって起草される。その草案は、組合の創設に賛成した組合員によって署名されなければならない。

(9) 委員は、創立総会ならびに組合目録、定款、組合管轄区についての草稿を上級森林官庁に提出する。上級森林官庁は、州農業大臣のかつ場合によっては関係団体の上級監督官庁の同意のもとに

a. 定款の認可

り。組合長の認可を行う

この認可の拒否のためと場合によっては仮りの役員の仕事のために、F.V.V.O § 8- (3), (5) が関係する。

(10) 定款の認可によって森林組合は創設される。組合の創設は、地方的に告示するためにその地方で一般に読まれている新聞 (*ortsüblichen Blatte*) に公示される。定款と組合目録は、関係市町村においては2週間にあわたって閲覧に供される。閲覧は、その地方で普通に行はれている方法で行はれる。

II 取組による創設

(Bildung von Amts wegen)

(1) I の処置によって自由意志による創設が達せられない場合には、そしてまた森林組合の組合創設の進求される目的の達成のために上級森林官庁が組合の創設が無条件に必要であると判断し、そしてまたその前提がF.V.V.Oの第一の施行令III- (1) によって与えられているとき、上級森林官庁は、F.V.V.O § 4- (2) にもとづく定款の発令によって、森林組合を創設する。

(2) 上級森林官庁は、州農業大臣および場合によっては関係団体の監督官庁の全意によって、森林組合目録を作り、また定款を発令する。森林組合は定款の発令によって創設される。組合の創設は、地方的に告示するためにその地方で一般に読まれている新聞に公示される。定款と組合目録は、関係市町村において2週間にわたって閲覧に供される。閲覧はその地方で普通に行はれている方法で行われる。

(3) 上級森林官庁の委員は、2週間の期限内で第1回の組合総会を召集し、そして *Landrat, Kreisbauwirtschaftler* ならびに森林組合の創設に関与した職員を招く。

(4) 組合総会は、委員によって司会されその会はずのものを議決する。

a. 組合長の選挙

b. 組合長の代理者の任命に関する提案

c. 役員が多数の組合員のうちから成立たなければならないときは、組合長以外の役員の仕事のために提案

投票にかんしては、定款の規程と組合目録の投票数が適用される。

(5) 委員は、組合総会に関する草稿を準備しそしてそれを上級森林官庁に提出する。上級森林官庁は、州農業大臣、場合によっては関係団体の監督官庁の同意のもとに組合長の認可を行う。

この認可の拒否と場合によっては仮の役員の仕事のために、F.V.V.O § 8- (3), (5) が関係する。